

白岡市の給与・定員管理等について（令和７年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6 年度	人 52,404	千円 20,061,875	千円 691,33	千円 2,855,384	% 14.2	% 14.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

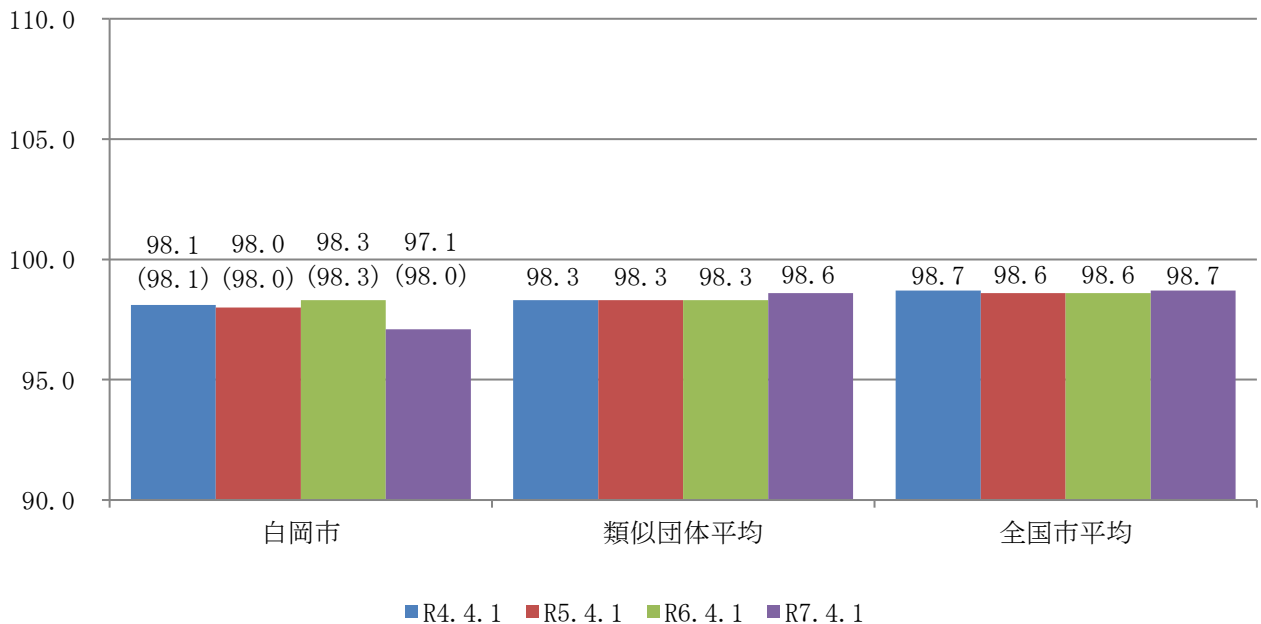
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 6 年度	人 339	千円 1,209,868	千円 238,953	千円 504,611	千円 1,953,432	5,762	6,391

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基

づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準5%に対し、白岡市においては6%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。国基準においては、段階的に支給割合を引き下げるものとされたが、当面の間6%を維持。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
白岡市の支給割合	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(令和7年4月1日実施)。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白岡市	41.8 歳	322,800 円	393,084 円	358,179 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

② 技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
白岡市	56.3 歳	10 人	267,200 円	290,230 円	286,360 円
うち校務員	58.4 歳	4 人	260,000 円	277,100 円	275,600 円
うちその他	54.0 歳	6 人	272,200 円	299,100 円	293,600 円
埼玉県	54.2 歳	131 人	316,323 円	370,015 円	351,420 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円

区 分	民間			参考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	A / B
白岡市	—	—	—	—
うち校務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.4 歳	254,200 円	1.09
うちその他	—	—	—	—
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
白岡市	4,737,692 円	—	—
うち校務員	4,577,313 円	3,419,100 円	1.34
うちその他	4,846,012 円	—	—

- * 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和４～令和６年の３か年平均）。
- * 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- * 年収ベースの「公務員（Ｃ）」及び「民間（Ｄ）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１ 「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区 分		白 岡 市	埼 玉 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	225,600円	228,735円	220,000円
	高 校 卒	194,500円	197,203円	188,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

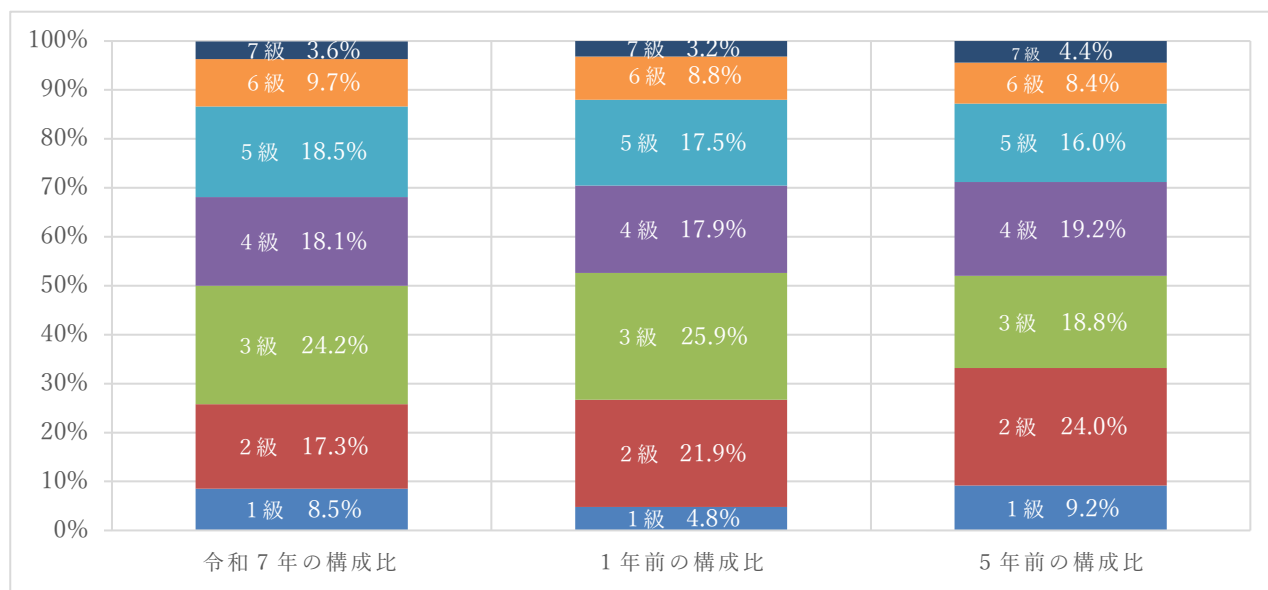
区 分		経験年数			
		10年以上 ～15年未満	20年以上 ～25年未満	25年以上 ～30年未満	30年以上 ～35年未満
一 般 行 政 職	大 学 卒	291,700円	366,600円	386,700円	404,000円
	高 校 卒	264,700円	327,400円	359,800円	380,400円
技 能 労 務 職	高 校 卒	一 円	一 円	283,600円	269,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

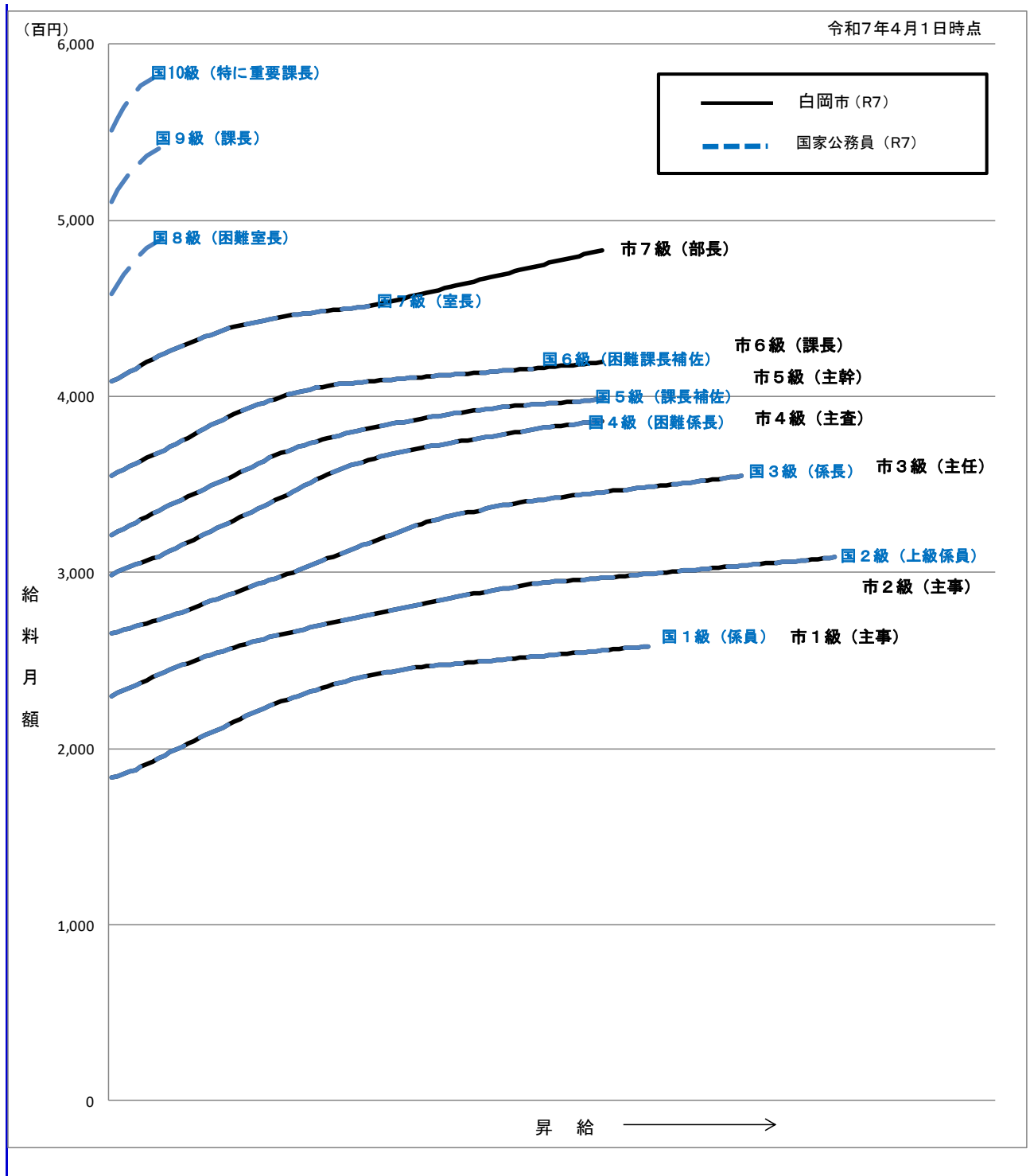
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事 上司の命を受け、事務又は技術に従事する。	21人	8.5%	183,500円	258,100円
2 級	主事 上司の命を受け、事務又は技術に従事する。	43人	17.3%	230,000円	308,500円
3 級	主任 上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。	60人	24.2%	265,300円	354,700円
4 級	主査 上司の命を受け、担当する事務又は特に指定された事務を処理し、その事務を処理するため、担当の職員を指揮監督する。	45人	18.2%	298,800円	386,100円
5 級	課長補佐 課長を助け、職員の担任する事務を監督し、課の事務を整理する。	46人	18.5%	321,300円	398,200円
6 級	課長 上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	24人	9.7%	355,200円	419,300円
7 級	部長 上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	9人	3.6%	408,300円	482,900円

- (注) 1 白岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（白岡市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 岡 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,489千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,708千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（白岡市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					

	活用予定時期		
--	--------	--	--

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

白 岡 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置 （割増率 2%～45%）			・ 定年前早期退職特例措置 （割増率 2%～45%）		
1 人当たり平均支給額					
・ 自己都合 ・ 応募認定・定年等					
1,334 千円			18,253 千円		

- (注) 1 白岡市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。
- 2 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）			76,771 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			226,463 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6 %	334 人	5 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由		地域手当を含むラスパイレス指数は 100 を大幅に下回っており、当面の間 6 % を維持することとした。	

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 6 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業 手当	感染症の防疫作業 に従事する職員	感染症患者の救護、感 染症の病原体に汚染さ れた物件の処理	0 千円	1 件につき 1,000 円
行旅死病人 取扱手当	行旅死病人の取扱 に従事する職員	行旅病人の救護	0 千円	1 人につき 1,000 円
		行旅死亡人の処理	0 千円	1 体につき 3,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	57,660 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	207 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	68,575 千円

職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	199 千円
----------------------------	--------

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度又は令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均 支給年額 (令和 6 年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 3,000 円	同 じ	—	27,997 千円	217,031 円
	・ 父母等 6,500 円				
	・ 子 11,500 円				
	・ 満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算				
住居手当	借家等居住者（家賃額に応じて） 月額最高 28,000 円	同 じ	—	16,766 千円	310,481 円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額（最高月額 150,000 円） ・ 自動車等利用者（距離に応じて）月額 2,000 円～31,600 円	同 じ	—	14,229 千円	58,316 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 （役職に応じて） 月額 35,000 円～70,000 円	同 じ	—	45,485 千円	535,118 円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員 30,000 円+加算額 （交通距離に応じて 8,000 円～70,000 円）	同 じ	—	0 千円	0 円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 （勤務 1 時間につき） 勤務 1 時間当たりの給与額 $\times 135 / 100$	同 じ	—	(5) 時間外勤務 手当を含む。	(5) 時間外勤務 手当を含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員 （勤務 1 時間につき） 勤務 1 時間当たりの給与額 $\times 25 / 100$	同 じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務をした場合 （役職に応じて） 4,000 円～12,000 円 ② 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 （役職に応じて） 2,000 円～4,000 円	同 じ	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料月額等		
料給	市長	843,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,120,000円／510,000円
	副市長	714,000 円	934,000円／614,600円
報酬	議長	432,000 円	757,000円／400,000円
	副議長	354,000 円	670,000円／326,000円
	議員	326,000 円	606,000円／303,000円
期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 843,000円×48月×0.35×1.15	(1期の手当額) 16,286,760円
	副市長	714,000円×48月×0.21×1.15	8,276,688円
	備考	市町村職員退職手当条例第7条第1項及び附則第10項	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

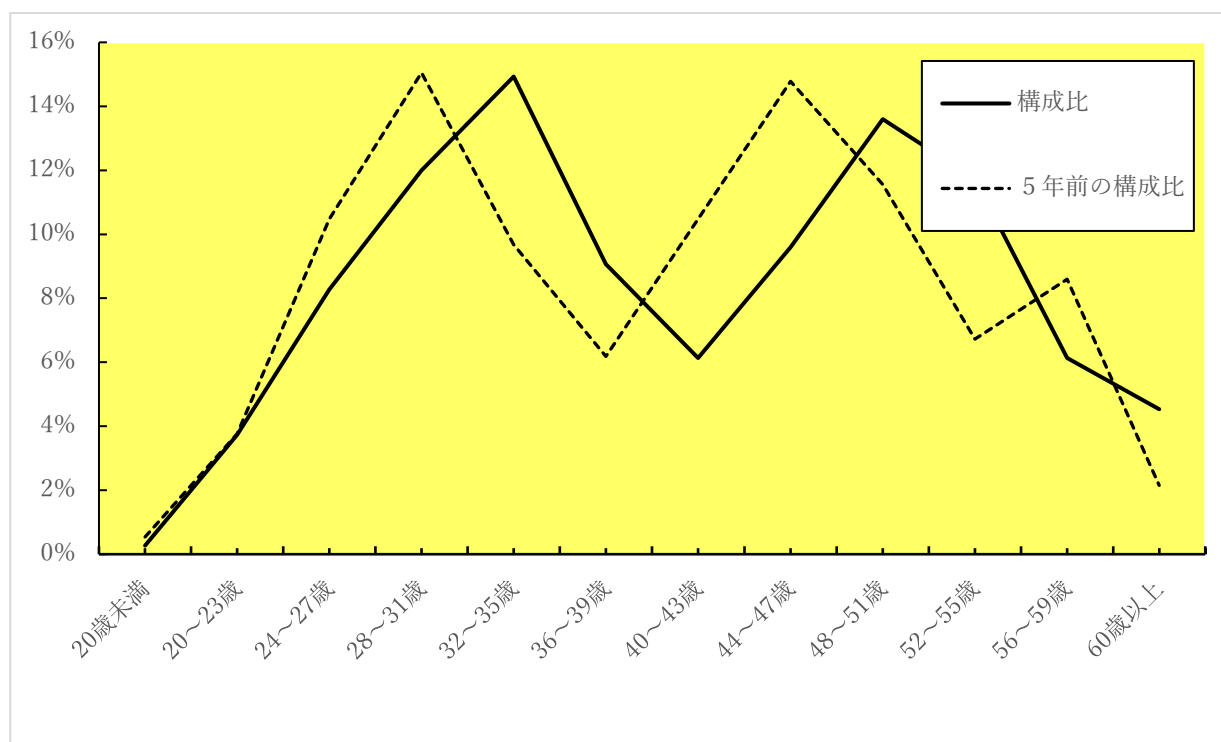
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	議 4	5	1	・業務執行体制の強化 ・業務執行体制の見直し ・業務執行体制の見直し
		総務・企画 82	81	▲1	
		税 24	22	▲2	
		労働 2	2	0	
		農林水産 11	11	0	
		商工 3	3	0	
		土木 41	41	0	
		衛生 95	92	▲3	
		衛生 32	31	▲1	
	計	294	288	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.96人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.48人)
	教育部門	45	46	1	
	小 計	339	334	▲5	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.90人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道 下水道 その他	9	9	0	・業務執行体制の強化
		8	8	0	
	小 計	19	21	2	
合 計		375 [410]	372 [410]	▲6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.99人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4	11	30	49	43	44	23	29	49	48	29	13	372

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	283	291	295	299	294	288	5（1.8％）
教育	53	48	46	45	45	46	▲7（▲13.2％）
普通会計計	336	339	341	344	339	334	▲2（▲0.6％）
公営企業等会計計	36	37	37	37	36	38	2（5.6％）
総合計	372	376	378	381	375	372	0（0.0％）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 938,845	千円 173,500	千円 51,319	% 5.5	% 5.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 13,484 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 10	千円 39,772	千円 8,015	千円 17,016	千円 64,803	千円 6,480	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白 岡 市	48.1歳	359,046円	541,745 円
団 体 平 均	45.8歳	345,838円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白 岡 市	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,293千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.0)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

白 岡 市			団体平均
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	—
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
・ 定年前早期退職特例措置 （割増率2％～45％）			
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
・ 自己都合 ・ 応募認定・定年等			7,848千円
一 千円 一 千円			

（注）1 白岡市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。

2 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		2,598 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		259,843 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6 %	10 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	797 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	159 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	707 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	141 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度又は令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 3,000円	同 じ	—	714千円	178,500円
	・ 父 母 等 6,500円				
	・ 子 11,500円				
	・ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家等居住者 (家賃額に応じて) 月額最高28,000円	同 じ	—	660千円	330,000円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額(最高月額150,000円) ・ 自動車等利用者 (距離に応じて) 月額2,000円 ～31,600円	同 じ	—	426千円	47,333円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 (役職に応じて) 35,000円～70,000円	同 じ	—	2,820千円	564,000円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられた職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 135 / 100$	同 じ	—	「オ 時間外勤務手当」に含む。	「オ 時間外勤務手当」に含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤務 する職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 25 / 100$	同 じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が 次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他公務 の運営の必要により週休日又は 休日等に勤務をした場合 (役職に応じて) 4,000円～12,000円 ② 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により午後10時から 翌日の午前5時までの間(週 休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外 の時間に勤務をした場合 (役職に応じて) 2,000円～4,000円	同 じ	—	0千円	0円

(2) 公共下水道事業 ※令和2年度から地方公営企業法を全部適用

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 884,236	千円 25,466	千円 31,280	% 3.5	% 3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 13,670 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 7	千円 27,489	千円 5,422	千円 12,039	千円 44,950	千円 6,421	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白 岡 市	41.1 歳	351,656円	533,604円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377円	516,175円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白 岡 市	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,230千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,562千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.4)月分 (1.0)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

白 岡 市			団体平均
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	—
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			1人当たり平均支給額 6,120千円
・定年前早期退職特例措置 （割増率2％～45％）			
1人当たり平均支給額			
・自己都合 ・応募認定・定年等			
— 千円 — 千円			

- （注） 1 白岡市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。
- 2 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		1,750 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		250,020 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6 %	7 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	815 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	204 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	962 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	192 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度又は令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 3,000円	同 じ	—	300千円	300,000円
	・ 父 母 等 6,500円				
	・ 子 11,500円				
	・ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家等居住者 (家賃額に応じて) 月額最高28,000円	同 じ	—	924千円	308,000円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額(最高月額150,000円) ・ 自動車等利用者 (距離に応じて) 月額2,000円 ～31,600円	同 じ	—	253千円	63,300円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 (役職に応じて) 35,000円～70,000円	同 じ	—	1,380千円	460,000円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられた職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 135 / 100$	同 じ	—	「オ 時間外勤務手当」に含む。	「オ 時間外勤務手当」に含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤務 する職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 25 / 100$	同 じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が 次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他公務 の運営の必要により週休日又は 休日等に勤務をした場合 (役職に応じて) 4,000円～12,000円 ② 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により午後10時から 翌日の午前5時までの間(週 休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外 の時間に勤務をした場合 (役職に応じて) 2,000円～4,000円	同 じ	—	0千円	0円

(3) 農業集落排水事業 ※令和2年度から地方公営企業法を全部適用

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 91,228	千円 498	千円 4,794	% 5.3	% 5.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費-千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 1	千円 3,100	千円 449	千円 1,253	千円 4,802	千円 4,802	— 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白 岡 市	30歳	273,878円	400,498円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白 岡 市	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,635千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) — 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.4)月分 (1.0)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

白 岡 市			団体平均
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	—
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			1 人当たり平均支給額 — 千円
・ 定年前早期退職特例措置 （割増率 2％～45％）			
1 人当たり平均支給額			
・ 自己都合 ・ 応募認定・定年等			
— 千円 — 千円			

- （注） 1 白岡市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。
- 2 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）			186 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			186,030 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6 %	1 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	169 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	169 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	148 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	148 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度又は令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 3,000円	同 じ	—	0千円	0円
	・ 父 母 等 6,500円				
	・ 子 11,500円				
	・ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家等居住者 (家賃額に応じて) 月額最高28,000円	同 じ	—	0千円	0円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額(最高月額150,000円) ・ 自動車等利用者 (距離に応じて) 月額2,000円 ～31,600円	同 じ	—	95千円	95,040円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 (役職に応じて) 35,000円～70,000円	同 じ	—	0千円	0円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられた職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 135 / 100$	同 じ	—	「オ 時間外勤務手当」に含む。	「オ 時間外勤務手当」に含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤務 する職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 25 / 100$	同 じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が 次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他公務 の運営の必要により週休日又は 休日等に勤務をした場合 (役職に応じて) 4,000円～12,000円 ② 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により午後10時から 翌日の午前5時までの間(週 休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外 の時間に勤務をした場合 (役職に応じて) 2,000円～4,000円	同 じ	—	0千円	0円